

徳島県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

2 8 2		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
大井南島				同	阿南市水井町中野六番一 地先から 同 東五六番六 地先まで	旧	三・二丁五・〇	八七・五
新				同		新	六・二丁九・〇	八七・五